

豊後国山香郷の研究

中 山 重 記

一 鼻豊後と豊後国浦部十五庄

二 山香郷と六郷満山

三 山香郷大田文案と同郷畠田帳案

四 山香郷の八幡宮

一 鼻豊後と豊後国浦部十五庄

八幡大神の封戸八〇〇戸(一六郷)は、「造神宮寺料」(弥勒寺料)となつた(「新抄格勅符抄」延暦十七年十二月二十一日太政官符)。これについて先ず反対したのは大宰府であった。大宰府は数回にわたつて造神宮寺料を取りけそうという行動に出たが、宇佐宮は太政官に越訴して大宰府を封じこめた。豊後国浦部一五庄(二五郷)は造神宮寺領であつたが、今度は知行国守・国守によつて、取り上げられた。

この庄は文治二年(一一八六)四月十三日の、後白河院下文案益永家記録
鎌倉遺文八五号に、

八坂庄 大神庄 日出庄
由布院 伊美庄 岐部庄

白野庄 香々地庄 竹田津庄

真玉庄 姫島都甲庄

草地庄 山香庄 藤尾寺

右の一五庄につき、後白河院庁が、宇佐宮弥勒寺の所司に下したものである。仁安（一一六九）院庁下文に任せ、國の妨を停止し、豊後の国浦部一五庄を、本の如く寺家（弥勒寺）に返付を命じた院庁の下文である。以上一五庄の四至は、久安（一一四五一）一五（）院庁下文にはあつたが、その古文書はみつからない。弥勒寺別當法印大和尚位成清の解状に、彼の一五庄は「慈尊薩埵の御願、累代聖主勅免庄園也」とある。

八幡大神の封戸八〇〇戸は一六郷にあたる。今、浦部一五庄は、速見郡の山香郷・大神郷（大神庄・日出庄）・由布庄^(院)・八坂郷・伊美郷（伊美庄・岐部庄・白野庄・香々地庄・竹田津庄・真玉庄・姫島・都甲庄・草地庄・藤尾寺）の五郷となる。藤尾寺はその位置が見つかっていない。由布院は古代の倉院の跡であるから、郷と同じように、五〇戸と見るのは無理があるかも知れない。なお伊美庄以下九庄を、伊美郷の中におしこんじしまうことは無理であると、思うけれども、因崎半島は六郷であるから、九庄の四至がわからない故をもって、伊美郷につけてしまう方法以外に解決の道はないようである。

平安末になつて、「造神宮寺料」を犯したものは誰であるか。先述の如く「朝家之崇勝也」^{（徐説）}、とあるにより、大宰府は、造神宮寺料を、取上ることができなかつたのであるが、今度は知行国主や国主が、造神宮寺領を認めず、浦部一五庄を国領として、弥勒寺領を取上げる。鼻豊後といわれた（渡辺澄夫『緒方三郎惟榮』七二頁）藤原頼輔は永暦元年（一一〇〇）から、仁安元年（一一六六）まで国主、その年から元暦元年（一一八六）まで、知行国守となり、前後二四年間、「造神宮寺領」を認めず、これに對して圧迫を加えた。

右の浦部一五庄について、中野幡能氏は、弥勒寺学分として寄進された「墾田百町」が、右の一五庄になつたと、『八幡信仰史の研究』五九七頁に記るされてあるが、墾田百町は竈土庄に發展したと、「元暦文治記」にはある。

二 山香郷と六郷満山

二六

山香郷は国埼六郷でないから、六郷満山との関係は少ないけれども、一ヶ寺程明確な史料があるのでこれを見ることとする。

(A) 津波戸山水月寺

「仁安三年六郷二十八山本寺目録」〔六郷山文書
太宰管内志下〕に、序分本山八ヶ寺の中に、「津波戸山水月寺」がある。水月寺は立石峠を越えると大字向野に出る。国道一〇号線から北の山地を登れば津波戸山につく。寺屋はなく岩屋があつたのである。長安寺文書に、「豊後国六郷山諸勤行并諸堂役祭等目録写」に、安貞二年(一一二)五月日の「将軍家御祈禱卷數目録」がある。

一、津波戸石屋、本尊千手觀世音菩薩深山去、昔有人聞菩薩、行願滿山給也、彼菩薩於此石屋放瑞相、告語発峯巡礼次第也。於能行聖人御石屋也、亦斎衡(六五五)二年二月十五日、同聖人自筆仁書如法經時、為硯水以筆軸、指白岩給、自軸跡靈水漲出事、于今新也、当代取此水、満山仁書写如法經云云、年中勤修正月会(正月三日)修也、法華不斷經(自十月八日至同十日三ヶ夜勤)同修法華八講請僧、月並勤觀音講(八日勤也)、日次勤初後夜入堂詠誦經典、於石屋觀音仏前、今始御祈禱長日觀音經三十三卷、千手陀羅尼卅一遍、
注(1)如法經(ニヨホウキヤウ)天長年中慈覺大師、觀山の横川に於て一庵を結び、三年の間六根懺悔の行法を嘗む暇に、石墨草筆にて法華經を書写した。これを如法經という。
(織田得記)
(「仏教大辞典」)

(2) 千手院羅尼
センジョウノミサキ
三千

東京都芝区中門前二丁目 松山福一郎藏

千眼觀世音菩薩廣大圓滿無礙大悲心陀羅尼のことである。(『萬葉傳』)

二、津波戸山水月寺經筒銘

東京都芝区中門前二丁目 松山福一郎藏

千眼觀世音菩薩廣大圓滿無礙大悲心陀羅尼のことである。(『萬葉傳』)

如法書寫妙法蓮華經一部、並結緣集一遍、集各一卷、如法函摺仏菩薩各百體、寶塔一基於中安置、釈迦多宝二世尊像、左右屏

〔紀行則□□未則・仏子觀逞・僧兼覺・僧靜信・僧明元・秦氏□□・觀縁〕
〔箇内部口刃〕

〔覺明藏經隨念□賴□・尼妙法・女童子宇佐氏・法橋良信・宇佐公相・尼妙深・尼妙法・僧覺真・堯永・賢□・賴□・導□〕

永、
（蓋裏）

「清原氏所生男女子等、紀行方・藤原基貞・□□氏所生子津守氏・宇佐時則・宇佐氏弟所生男女子等・葉延□觀□子□同□」

□□□□□小□□□□□藤原金□、」

○筒内部口邊銘數十字ヨメズ。筒ニ紙題三釋多宝三仏・二比丘・四菩薩ノ線画アリ。旧因室。

注(1) 経筒キヤウツ、銅・石・陶器などで、丸型の筒を造り、法華経などを、その内に納めて蓋をして、地中に納めおく筒。

(2) この経筒に出てくる人は、紀氏・秦氏・宇佐公相（白川院御宇承暦四大宮司）、その外一五名程の僧俗が結縁している。

(B) 本山分末寺「辻小野山西明寺」

「仁安三年六郷二十八山本寺目録」
〔六郷山文書〕下 に表題の如き西明寺がある。

「六郷山諸勤行并諸堂役祭等目録写」
〔長安寺文書〕
に西明寺のことが次の如くある。

「辻小野寺、本尊千手觀音高山口、年中勤修正月会_{自正月一日至同三日三ヶ夜勤}、觀音經不斷一日同八日、大念佛_{二季}、不斷供花_{六月十八日、一日一夜勤也}、法華不斷經_{十月廿四日、仏名經十二月廿日勤也}、月並勤觀音講_{毎月十八日}、日次勤長月初後入堂、讀誦經典、於六所權現御宝前、二季祭_{十一月日中後}、五節供等、於三王御宝前、二季神樂_{六月十一日}申中祭、今始御祈禱長日觀音經三卷、金剛寿命經読之、仁王講一座行之、」
この西明廃寺の毘沙門天像。_{〔大日本史料三ノ九見郡山香町所藏〕}に、次の如き墨書銘が、身部胎内にある。

「願我從今身至于_{〔合カ〕}仏身生_{〔合カ〕}值遇仏法、願我從今身至于_{〔合カ〕}仏身死離三□道、願我從今身至于_{〔合カ〕}仏身不受必報
〔一九一五年丁酉三月九日丁時午奉造立無縁僧隆嚴」

この辻小野山でも、修正会（修正月会）の年中行事から、これには鬼がでて、大きなタイマツをもつて走りまわった。明治中期迄に辻小野山も廃寺となつたが、鬼会_{〔ギョウ〕}という言葉は今に残つてゐると聞いた。

注(1) 十三天の中の一天、毘沙門天。二鬼の上に坐し、身に甲冑を着け、左手の掌に塔を捧げ、右手宝棒を執る。身は金色にして二天女宝花等を持つ。〔鶴田得能「仏教大辞典」〕

(C) 小溪山大谷寺

この寺は、仁安三年六郷二十八山本寺目録〔太宰管内志〕下の六郷山文書に、本山分末寺としてこの寺がある。この寺が山香郷の小谷にある寺という。小谷であるとすれば、辻小野山西明寺に大接近し、寺跡も分つていい。

三 山香郷大田文案と同郷図田帳案

(A) 豊後国大田文案

〔鎌倉遺文〕五七〇〇号

御注進状案

〔豊後国田文事
弘安八年十月十六日〕

○中略

山香郷式百町 同弥勒寺領

郷分百町 大友兵庫入道殿

立石村四拾四町 豊前九郎入道明真跡、同彦四郎盛道法師、

法名良恵、

同下倉成名拾六町 御家人綾部小次郎道明跡、小田原五郎景

郷・道明後家尼善阿・同女子藤原氏、各分領不分明、

広瀬六町六段大、遠江国御家人内田宮藤三清致跡、同三郎致

持

日指村参拾町 大炊判官代大郎頼元法師、法名道伝、与当国

日差左衛門尉惟忠後家尼論申之

(B) 豊後国図田帳案

〔鎌倉遺文〕一五七〇一号
〔豊後国図田帳
弘安八年十月十六日〕

○中略

山香郷二百町郷司家忠退転之後、当知行未分明、

本郷百町 大友兵庫入道殿、

立石村四拾余丁 豊前九郎入道明真跡彦四郎、

下倉成名拾六丁 肥前国御家人綾部小次郎通明跡、後家善阿
〔同脱力〕女子・小田原五郎景郷配分、為知行云、

広瀬六町六反大、遠江国御家人、内田土藤三致清跡、三郎

致時相続

日指村三拾町 大炊判官代大郎頼元法名、当国住人、日差左

衛門後家論之、

此已下不見

一王名三町三段小 大友兵庫入道殿

○上下ノ記事ヲ合セルタメ順序ヲカヘタ分アリ。

注(1) [A]に「弥勒寺領」とあり、[B]には「弥勒寺領」がなく「郷司家忠退転之後、当地行未分明」とある。『大分県史料』(9)都甲文書一六

号を系図化するれば、

源経俊一女

大神貞正—貞門—貞家—家忠—家実

右の如くなる。本郷に大友頼泰が郷司職（地頭）をもてば、郷司家忠は退転せざるを得ない。

(2) [A]には「郷分百町」[B]には「本郷百町」とある。郷分と本郷の区別はわからない。山香郷の地域的に郷の真中をしめ、八坂川の本格

的な井堰の存在する所である。大友兵庫入道頼泰の郷司職であろう。（『大分県史料』(3)大友家文書録）「豊後守護職大友氏時所領

所職注進状」には「山香郷司職」となっているが内容は地頭職であろう。

(3) 大友親秀弟明信の跡に、伊予三島大明神の跡、河野盛通に譲る。

(4) 大炊判官代大郎頼元は、田北氏の祖親泰の子である。日指惟忠出所不明。四所明神の南方に田北氏の城址がある。

四 山香郷の八幡宮

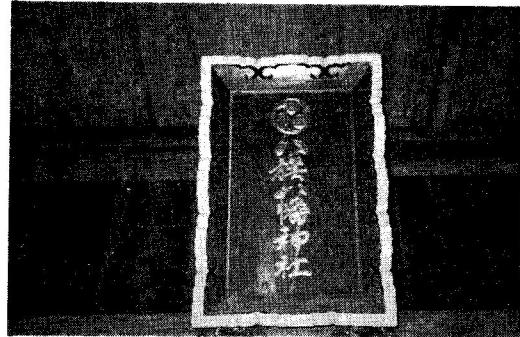
(1) 中地区(旧中山香村)

大字野原字八幡森やあらもり やあだに八幡八幡神社がある。旧県社。「八幡森」だけで八幡宮を顯すのであるが、念には念を入れて八旗八幡神社となつてゐる。『山香町誌』（昭和五七年三月三一日発行）を見ると、「八幡八幡神社」と「八旗八幡神社」を両方とも使つてある。私は神社に参つて、神社にはどう書いてあるかと、参拝して見ると、拝殿の真中に、額に入れた「八旗八幡神社」と書いた額を見た。八幡様のお祭には市がたつ。農家には役に立つ竹じょうけ、くずで作った篩等が各種各様店を出してい

た。

明治維新の神仏分離で、阿弥陀如来は真宗法照寺、釈迦如来は善満寺、觀世音と大般若経は笠原寺に移したという。神殿の神様は仏像であった。

神社名の額



神輿役、小武村山口から駕轡丁役、筈別当から筈別当役、中畠から弓持役がでた。此の役人の出る範囲が、「図田帳」の郷分の範囲に当たるようである。



八幡八幡神社

| 八 满 宮 | そ の 他 の 神 社 | 大 字 小 字 | 備 | 考 |
|---|-------------|---------|---|---|
| 若 宮 八 幡 神 四 所 神 社 社 | | | | |
| 野 原 · 西 小 野 野 原 · 小 野 尾 <small>おの</small> | 野 原 · 宮 ノ 原 | | | |
| 平家落人といわれる小松氏の氏神か | | | | |

八幡神社
石河野八幡宮

白三
山嶋
神神
社社

山山山山
浦浦浦浦
石芋長田
河野惠良篠

河野氏伊予国三嶋大明神を祭る。

(3) 山浦地区(旧山浦村)

馬上八幡宮

向天三
野滿嶋
神社社

向立石下
野・寝城上坂水
立石・竜が尾
山

(2) 立石地区(旧立石村)

向天三
野滿嶋
神社社

向立石下
野・寝城上坂水
立石・竜が尾
山

伊予国大三嶋大明神跡の河野氏祭る。
菅原道真を祭る。
柳の老大木あり。

秋葉神社

寺山八幡宮

松五所神社
島神社
神社

内河野・下
野原・貫井
内河野・潰拔
野原・五所
内河野・階
野原・五所

氏子は内河野
若宮八幡

金刀比羅神社
金刀比羅神社

野原・樋掛
野原・東野原
野原・貫井

八丈野山大禪寺の守護神

(4) 上地区(旧上村)
かんむら

一一一

| | | | |
|------------|----------------------------|----------------------------|--------------------|
| 鶴岡八幡宮 | 四所神社 | 日指宮平 | 田北鑑生が社殿改築した。 |
| 水口神社 | 南畑・上河内 | 久木野尾・下霧 | この八幡社の成立の意味がわからない。 |
| 南畑・水口 | 久木野尾・唐川 | 八坂川の水源を祭る。 | 川山とある。 |
| 久木野尾・唐川 | 石清水文書之五、宇佐八幡宮司解に、行幸会十所の一に辛 | 八坂川の水源を祭る。 | 地頭工藤氏の祭神 |
| 八坂川の水源を祭る。 | 川山とある。 | 石清水文書之五、宇佐八幡宮司解に、行幸会十所の一に辛 | 地頭工藤氏の祭神 |

(4) 東地区

| | | | |
|--------|------|------|----------|
| 小倉成八幡宮 | 白鬚神社 | 広瀬殿山 | 地頭工藤氏の祭神 |
| 小倉成八幡宮 | 小武今畠 | 小武今畠 | 地頭工藤氏の祭神 |
| 小倉成八幡宮 | 倉成平野 | 倉成平野 | 地頭工藤氏の祭神 |

山香郷(現山香町)の神社を一表にして、この郷がどんな過去をもつて、今日を実現して来たかを考える緒としたい。

なお、中区の八幡八幡神社の御神体が阿弥陀仏であったことが、前述の明治維新の神仏分離の際わかつたことであるが、八幡大菩薩の本地が阿弥陀⁽¹⁾仏であると信ぜられるようになつたのは一二世紀の頃であった、というから、八幡八幡神社の創立は一二世紀の頃であったのであらうか。

この項は『山香町誌』(昭和五十七年刊)を参考にした。この町誌を一通り読んで見たが、随分骨おつて書いたことが分った。

この研究を進めるために使つた史料は渡辺澄夫編『豊後国安岐郷・山香郷・八坂(上・下・新)莊史料』のうち山香郷史料を使って研究

したが、研究項目を四つたて、研究したが、史料の解釈をするために、足を使って、新たな項目をもつとふやして研究をした
いと考えた。

注(1) 中野幡能『宇佐宮』一六〇頁

大分県地方史料叢書(三)

豊前国村明細帳(二)

豊前國六六八ヶ村の村名・村高・領主名を記した豊前国高帳の外、宇佐郡下麻生村・宇佐村・元重組・田口組・下毛郡今津組・宮園村・中摩村の村明細帳など八編を収録。近世史研究必備の書。

(頒価会員二〇〇〇円、会員外二五〇〇円・送料共)

発行所 大分県地方史研究会

大分県地方史料叢書(一)

豊後国村明細帳(九)

肥後領大分郡高田手永「高田風土記」ほか海部・国東・速見郡の村明細帳五篇収録。

近世史研究必備の書。

(頒価会員二五〇〇円、会員外三〇〇〇円・送料共)

発行所 大分県地方史研究会